

## 【表紙】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書   |
| 【提出先】               | 関東財務局長  |
| 【提出日】               | 平成26年8月14日  |
| 【会社名】               | 株式会社KADOKAWA・DWANGO   |
| 【英訳名】               | KADOKAWA DWANGO CORPORATION   |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役会長 川上 量生<br>代表取締役社長 佐藤 辰男  |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都千代田区富士見二丁目13番3号  |
| 【電話番号】              | 該当事項はありません。   |
| 【事務連絡者氏名】           | 株式会社KADOKAWA<br>取締役経理財務本部長 渡辺 彰<br>株式会社ドワンゴ<br>執行役員 コーポレート本部長 小松 百合弥  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 株式会社KADOKAWA<br>東京都千代田区富士見二丁目13番3号<br>株式会社ドワンゴ<br>東京都中央区銀座四丁目12番15号   |
| 【電話番号】              | 株式会社KADOKAWA<br>03-3238-8412<br>株式会社ドワンゴ<br>03-3549-6300  |
| 【事務連絡者氏名】           | 株式会社KADOKAWA<br>取締役経理財務本部長 渡辺 彰<br>株式会社ドワンゴ<br>執行役員 コーポレート本部長 小松 百合弥  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式  |
| 【届出の対象とした募集金額】      | 109,548,723,748円<br>(注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社KADOKAWA(以下、「KADOKAWA」といいます。)及び株式会社ドワンゴ(以下、「ドワンゴ」といいます。)の最近事業年度末日(KADOKAWAは平成26年3月31日、ドワンゴは平成25年9月30日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。 |
| 【縦覧に供する場所】          | 該当事項はありません。   |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月3日付で提出した有価証券届出書（平成26年6月25日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書、平成26年7月2日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書及び平成26年7月9日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成26年8月8日付でドワンゴの四半期報告書が提出されたこと、平成26年8月11日付でKADOKAWAの四半期報告書が提出されたこと、並びにKADOKAWA及びドワンゴが平成26年8月1日付で当社の株式について株式会社東京証券取引所に新規上場申請を行ったことに伴い、これに関連する事項及びその他の事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

### 第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

#### 第1 組織再編成（公開買付け）の概要

- 1 組織再編成の目的等  
(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係  
提出会社の企業集団の概要
- 4 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠  
(2) 株式移転比率の算定根拠等  
上場廃止となる見込み及びその事由

### 第三部 企業情報

#### 第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 2 生産、受注及び販売の状況
- 3 対処すべき課題
- 4 事業等のリスク
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### 第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

#### 第5 経理の状況

### 第五部 組織再編成対象会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社が提出した書類  
四半期報告書又は半期報告書  
臨時報告書

## 3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付して表示しております。但し、タイトルとして下線が付されている箇所を除きます。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類   | 発行数                     | 内容  |
|------|-------------------------|---|
| 普通株式 | 74,935,850株<br>(注)1、2、3 | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社KADOKAWA・DWANGO（以下、「当社」といいます。）における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4 |

- (注)1 普通株式は、平成26年5月14日に開催されたKADOKAWA及びドワンゴ（以下、総称して「両社」、個別に「各社」という場合があります。）の取締役会の決議（株式移転計画の作成）、KADOKAWAにおいては平成26年6月21日に開催された定時株主総会、ドワンゴにおいては平成26年7月3日に開催された臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
- 2 上記発行数は平成26年3月31日現在における両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数であり、両社は、それぞれが保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを本株式移転の効力発生の直前時までに消却することを予定しており、また、当社設立の直前までにKADOKAWAの新株予約権等の行使等がなされる可能性があるため、当社が交付する新株式数は変動する可能性があります。
- 3 KADOKAWA及びドワンゴは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。

(以下略)

(訂正後)

| 種類   | 発行数                     | 内容  |
|------|-------------------------|---|
| 普通株式 | 74,935,850株<br>(注)1、2、3 | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社KADOKAWA・DWANGO（以下、「当社」といいます。）における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4 |

- (注)1 普通株式は、平成26年5月14日に開催されたKADOKAWA及びドワンゴ（以下、総称して「両社」、個別に「各社」という場合があります。）の取締役会の決議（株式移転計画の作成）、KADOKAWAにおいては平成26年6月21日に開催された定時株主総会、ドワンゴにおいては平成26年7月3日に開催された臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
- 2 上記発行数は平成26年3月31日現在における両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数であり、両社は、それぞれが保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを本株式移転の効力発生の直前時までに消却することを予定しており、また、当社設立の直前までにKADOKAWAの新株予約権等の行使等がなされる可能性があるため、当社が交付する新株式数は変動する可能性があります。
- 3 KADOKAWA及びドワンゴは、当社の普通株式について、平成26年8月1日付で株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行いました。

(以下略)

## 2【募集の方法】

### （訂正前）

株式移転によることとします。（注）1、2

- （注）1 普通株式は、本株式移転に際して、本株式移転により当社がKADOKAWA及びドワンゴの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）におけるKADOKAWA及びドワンゴの株主に、KADOKAWA株式1株に対して1.168株、ドワンゴ普通株式1株に対して1株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日において未確定ですが、KADOKAWA及びドワンゴの最近事業年度末日（KADOKAWAは平成26年3月31日、ドワンゴは平成25年9月30日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は109,548,723,748円であり、発行価額の総額のうち20,000,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成26年10月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

### （訂正後）

株式移転によることとします。（注）1、2

- （注）1 普通株式は、本株式移転に際して、本株式移転により当社がKADOKAWA及びドワンゴの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）におけるKADOKAWA及びドワンゴの株主に、KADOKAWA株式1株に対して1.168株、ドワンゴ普通株式1株に対して1株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日において未確定ですが、KADOKAWA及びドワンゴの最近事業年度末日（KADOKAWAは平成26年3月31日、ドワンゴは平成25年9月30日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は109,548,723,748円であり、発行価額の総額のうち20,000,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について、平成26年8月1日付で東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて新規上場申請を行いました。これに伴い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により、平成26年10月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

- (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係  
提出会社の企業集団の概要  
(訂正前)

(中略)

#### イ 提出会社の企業集団の概要

(中略)

#### ドワンゴ

##### 関係会社の状況

##### (1) 連結子会社

| 名称                              | 住所     | 資本金<br>(千円) | 主要な事業内容         | 議決権の所有割合又は被所有割合<br>(%) | 関係内容  |
|---------------------------------|--------|-------------|-----------------|------------------------|---|
| 株式会社ドワンゴモバイル<br>(注) 2.5         | 東京都港区  | 100,000     | モバイル事業          | 100.0                  | ドメインの利用許諾<br>管理業務等受託<br>役員の兼任あり                   |
| 株式会社ドワンゴコンテンツ<br>(注) 2.6        | 東京都中央区 | 391,250     | ポータル事業<br>ライブ事業 | 100.0                  | 生放送番組の運営・制作等<br>の委託<br>管理業務等受託<br>役員の兼任あり         |
| 株式会社ドワンゴ・ユーザー<br>エンタテインメント(注) 7 | 東京都中央区 | 50,000      | その他事業           | 100.0                  | 管理業務等受託   |
| 株式会社ニワンゴ(注) 4                   | 東京都渋谷区 | 90,000      | ポータル事業<br>その他事業 | 80.1<br>(5.0)          | 管理業務等受託   |
| 株式会社スパイク・チュンソ<br>フト(注) 2.5      | 東京都港区  | 480,900     | ゲーム事業           | 100.0                  | 管理業務等受託<br>役員の兼任あり                                |
| 株式会社キテラス                        | 東京都中央区 | 60,000      | ポータル事業          | 100.0                  | コンシューマゲーム機等の<br>ソフトウェア開発の委託<br>管理業務等受託<br>役員の兼任あり |

##### (2) 持分法適用関連会社

| 名称                    | 住所          | 資本金<br>(千円) | 主要な事業内容 | 議決権の所有割合又は被所有割合<br>(%) | 関係内容                             |
|-----------------------|-------------|-------------|---------|------------------------|----------------------------------|
| 株式会社MAGES.<br>(注) 10  | 東京都渋谷区      | 295,000     | その他事業   | 46.9                   | 管理業務等受託                          |
| 株式会社スマイルエッジ<br>(注) 11 | 東京都千代田<br>区 | 99,000      | ポータル事業  | 40.0                   | 広告の販売及び広告代理店<br>業等の委託<br>役員の兼任あり |

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 資本金は出資金、議決権の所有割合又は被所有割合は出資割合であります。

4. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

5. 株式会社ダウンゴモバイル及び株式会社スパイク・チュンソフトについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報は次のとおりであります。

|                 | 主要な損益情報等    |              |               |              |              |
|-----------------|-------------|--------------|---------------|--------------|--------------|
|                 | 売上高<br>(千円) | 経常利益<br>(千円) | 当期純利益<br>(千円) | 純資産額<br>(千円) | 総資産額<br>(千円) |
| 株式会社ダウンゴモバイル    | 13,313,848  | 669,687      | 273,802       | 3,319,538    | 5,820,030    |
| 株式会社スパイク・チュンソフト | 4,136,222   | 352,870      | 282,409       | 1,660,269    | 2,883,131    |

6. 株式会社CELLは、平成25年1月1日に株式会社ダウンゴコンテンツに社名変更しております。
7. 株式会社ダウンゴ・ミュージックエンタテインメントは、平成25年1月1日に株式会社ダウンゴ・ユーザーエンタテインメントに社名変更しております。
8. 前連結会計年度においてダウンゴの連結子会社でありました株式会社ティーアンドイーソフトは、平成25年1月7日付でダウンゴの連結子会社である株式会社スパイク・チュンソフトを存続会社とした吸収合併により消滅したため、当連結会計年度から連結の範囲から除いております。
9. 前連結会計年度においてダウンゴの連結子会社でありました株式会社モバイルコンテンツは、平成24年12月20日に解散を決議し、平成25年2月28日に清算したため、当連結会計年度から連結の範囲から除いております。
10. ドワンゴは、持分法適用関連会社であった株式会社MAGESの株式を、平成25年12月2日に100%取得し、これにより同社はダウンゴの持分法適用関連会社から連結子会社となりました。
11. 前連結会計年度においてダウンゴの連結子会社でありました株式会社スマイルエッジ(旧株式会社スカイスクレイパー)は平成25年3月7日において保有株式の売却により持分比率が低下したため、当連結会計年度から連結の範囲から除き、持分法適用会社を含めております。
12. 前連結会計年度においてダウンゴの連結子会社でありました多玩國股份有限公司は平成25年6月4日に解散を決議し、当連結会計年度末時点で清算手続き中であり重要性が乏しいため、当連結会計年度から連結の範囲から除いております。
13. 前連結会計年度においてその他の関係会社に該当していたエイベックス・グループ・ホールディングス株式会社は、平成25年3月4日付けで保有するダウンゴ株式16,326株(議決権比率8%)を売却したことにより、その他の関係会社ではなくなりました。

(訂正後)

(中略)

## イ 提出会社の企業集団の概要

(中略)

## ドワンゴ

## 関係会社の状況

## (1) 連結子会社

| 名称                              | 住所     | 資本金<br>(千円) | 主要な事業内容         | 議決権の所有割合又は被所有割合<br>(%) | 関係内容  |
|---------------------------------|--------|-------------|-----------------|------------------------|---|
| 株式会社ドワンゴモバイル<br>(注) 2.5         | 東京都港区  | 100,000     | モバイル事業          | 100.0                  | ドメインの利用許諾<br>管理業務等受託<br>役員の兼任あり                   |
| 株式会社ドワンゴコンテンツ<br>(注) 2.6        | 東京都中央区 | 391,250     | ポータル事業<br>ライブ事業 | 100.0                  | 生放送番組の運営・制作等<br>の委託<br>管理業務等受託<br>役員の兼任あり         |
| 株式会社ドワンゴ・ユーザー<br>エンタテインメント(注) 7 | 東京都中央区 | 50,000      | その他事業           | 100.0                  | 管理業務等受託   |
| 株式会社ニワンゴ(注) 4                   | 東京都渋谷区 | 90,000      | ポータル事業<br>その他事業 | 80.1<br>(5.0)          | 管理業務等受託   |
| 株式会社スパイク・チュンソ<br>フト(注) 2.5      | 東京都港区  | 480,900     | ゲーム事業           | 100.0                  | 管理業務等受託<br>役員の兼任あり                                |
| 株式会社キテラス                        | 東京都中央区 | 60,000      | ポータル事業          | 100.0                  | コンシューマゲーム機等の<br>ソフトウェア開発の委託<br>管理業務等受託<br>役員の兼任あり |

## (2) 持分法適用関連会社

| 名称                    | 住所          | 資本金<br>(千円) | 主要な事業内容 | 議決権の所有割合又は被所有割合<br>(%) | 関係内容                             |
|-----------------------|-------------|-------------|---------|------------------------|----------------------------------|
| 株式会社MAGES.<br>(注) 10  | 東京都渋谷区      | 295,000     | その他事業   | 46.9                   | 管理業務等受託                          |
| 株式会社スマイルエッジ<br>(注) 11 | 東京都千代田<br>区 | 99,000      | ポータル事業  | 40.0                   | 広告の販売及び広告代理店<br>業等の委託<br>役員の兼任あり |

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 資本金は出資金、議決権の所有割合又は被所有割合は出資割合であります。

4. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

5. 株式会社ダウンゴモバイル及び株式会社スパイク・チュンソフトについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報は次のとおりであります。

|                 | 主要な損益情報等    |              |               |              |              |
|-----------------|-------------|--------------|---------------|--------------|--------------|
|                 | 売上高<br>(千円) | 経常利益<br>(千円) | 当期純利益<br>(千円) | 純資産額<br>(千円) | 総資産額<br>(千円) |
| 株式会社ダウンゴモバイル    | 13,313,848  | 669,687      | 273,802       | 3,319,538    | 5,820,030    |
| 株式会社スパイク・チュンソフト | 4,136,222   | 352,870      | 282,409       | 1,660,269    | 2,883,131    |

6. 株式会社CELLは、平成25年1月1日に株式会社ダウンゴコンテンツに社名変更しております。
7. 株式会社ダウンゴ・ミュージックエンタテインメントは、平成25年1月1日に株式会社ダウンゴ・ユーザーエンタテインメントに社名変更しております。
8. 前連結会計年度においてダウンゴの連結子会社でありました株式会社ティーアンドイーソフトは、平成25年1月7日付でダウンゴの連結子会社である株式会社スパイク・チュンソフトを存続会社とした吸収合併により消滅したため、当連結会計年度から連結の範囲から除いております。
9. 前連結会計年度においてダウンゴの連結子会社でありました株式会社モバイルコンテンツは、平成24年12月20日に解散を決議し、平成25年2月28日に清算したため、当連結会計年度から連結の範囲から除いております。
10. ドワンゴは、持分法適用関連会社であった株式会社MAGES.の株式を、平成25年12月2日に100%取得し、これにより同社はダウンゴの持分法適用関連会社から連結子会社となりました。
11. 前連結会計年度においてダウンゴの連結子会社でありました株式会社スマイルエッジ（旧株式会社スカイスクレイパー）は平成25年3月7日において保有株式の売却により持分比率が低下したため、当連結会計年度から連結の範囲から除き、持分法適用会社を含めております。
12. 前連結会計年度においてダウンゴの連結子会社でありました多玩國股份有限公司は平成25年6月4日に解散を決議し、当連結会計年度末時点で清算手続き中であり重要性が乏しいため、当連結会計年度から連結の範囲から除いております。
13. 前連結会計年度においてその他の関係会社に該当していたエイベックス・グループ・ホールディングス株式会社は、平成25年3月4日付けで保有するダウンゴ株式16,326株（議決権比率8%）を売却したことにより、その他の関係会社ではなくなりました。

#### 4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### (2) 株式移転比率の算定根拠等

上場廃止となる見込み及びその事由

##### (訂正前)

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。また、両社は株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の上場に伴い、両社は平成26年9月26日に東京証券取引所をそれぞれ上場廃止となる予定です。なお、上場廃止につきましては、両社とも東京証券取引所の規則によりその期日が規定されております。

##### (訂正後)

両社は、新たに設立する当社の株式について、平成26年8月1日付で東京証券取引所に新規上場申請を行いました。また、両社は株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の上場に伴い、両社は平成26年9月26日に東京証券取引所をそれぞれ上場廃止となる予定です。なお、上場廃止につきましては、両社とも東京証券取引所の規則によりその期日が規定されております。



## 第三部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの業績等の概要については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの業績等の概要については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出）をご参照下さい。

#### 2【生産、受注及び販売の状況】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出）をご参照下さい。

#### 3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの対処すべき課題については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの対処すべき課題については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出）をご参照下さい。

## 4【事業等のリスク】

（訂正前）

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（平成26年7月9日）現在において判断したものであります。

（1）経営統合に関するリスク

当社の設立は平成26年10月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をKADOKAWA及びドワンゴで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の承認等が得られない、または延期となるリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（以下略）

（訂正後）

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日現在において判断したものであります。

（1）経営統合に関するリスク

当社の設立は平成26年10月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をKADOKAWA及びドワンゴで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の承認等が得られない、または延期となるリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（以下略）

## 5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「**第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要**」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「**第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要**」をご参照下さい。

## 6【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの研究開発活動については、各社の有価証券報告書( KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出)及びドワンゴの四半期報告書(平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの研究開発活動については、各社の有価証券報告書( KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出)及び各社の四半期報告書( KADOKAWAにおいては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出)をご参照下さい。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書( KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出)及びドワンゴの四半期報告書(平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書( KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出)及び各社の四半期報告書( KADOKAWAにおいては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出)をご参照下さい。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出）をご参照下さい。

#### 2【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出）をご参照下さい。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出）をご参照下さい。

### 第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの経理の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの経理の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出）をご参照下さい。

**第五部【組織再編成対象会社情報】****第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】****(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】****【四半期報告書又は半期報告書】****(訂正前)**

ア KADOKAWA

該当事項はありません。

イ ドワンゴ

事業年度 第18期第1四半期(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日) 平成26年2月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第18期第2四半期(自平成26年1月1日 至平成26年3月31日) 平成26年5月15日関東財務局長に提出。

**(訂正後)**

ア KADOKAWA

事業年度 第61期第1四半期(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日) 平成26年8月11日関東財務局長に提出。

イ ドワンゴ

事業年度 第18期第1四半期(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日) 平成26年2月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第18期第2四半期(自平成26年1月1日 至平成26年3月31日) 平成26年5月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第18期第3四半期(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日) 平成26年8月8日関東財務局長に提出。

## 【臨時報告書】

(訂正前)

ア KADOKAWA

該当事項はありません。

イ ドワンゴ

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成26年7月9日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月19日関東財務局長に提出。
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月15日関東財務局長に提出。
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月26日関東財務局長に提出。
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月4日関東財務局長に提出。

(訂正後)

ア KADOKAWA

該当事項はありません。

イ ドワンゴ

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月19日関東財務局長に提出。
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月15日関東財務局長に提出。
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月26日関東財務局長に提出。
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月4日関東財務局長に提出。